

反社会的勢力ではないことの表明および確約書

関西電力送配電株式会社

代理人 関西電力株式会社 調達本部 殿

当社は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(4)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)～(3)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、契約の全部または一部の解除および損害賠償など関西電力送配電が行う一切の措置について異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切当社の責任といたします。

- (1) 当社、当社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「代表者等」といいます。）または当社のその他職員が、次の各号のいずれにも、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）
 2. 反社会的勢力を利用・使用し、または反社会的勢力と取引を行っている。
 3. 反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与するなどの関与をしている。
 4. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (2) 当社または当社の代表者等が、過去において、反社会的勢力でなかったことを表明いたします。
- (3) 当社の経営に、反社会的勢力が実質的に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (4) 当社、当社の代表者等または当社のその他の職員が、自らまたは第三者を利用して、関西電力送配電または関西電力送配電の関係者（関西電力送配電または関西電力のグループ会社もしくは主要取引先の役員・従業員などをいう）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 自らが、反社会的勢力もしくは反社会的勢力と密接な間柄にある者である旨を伝えまたはその旨を示唆する行為
 2. 身体・財産への暴力の行使、平穏な環境の破壊などの暴力的行為
 3. 暴力的行為を予告し、または脅迫的言辞を用いて、何某かの対応を要求する行為
 4. 法的責任を超えた対応を不当に要求する行為
 5. 関西電力送配電の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為
 6. 風説や偽計、その他詐術を用いて関西電力送配電の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為

以上、反社会的勢力ではないことを表明し、確約いたします。

年 月 日

(申請者)